

広島市条例第 3 4 号

令和 7 年 6 月 2 6 日

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 1 8 年広島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 1 7 4 条」を「第 1 7 3 条の 2」に改め、同項第 4 号を削る。

第 8 条第 1 項第 2 号中「附則第 2 条第 1 項及び第 2 項」を「附則第 2 条第 2 項」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「附則第 2 条第 3 項及び第 4 項」を「附則第 2 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 4 号を削る改正規定並びに第 8 条第 1 項第 2 号及び第 1 2 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。